

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る金額	随意契約とした理由	その他必要な事項 (備考)
令和4年度 日本赤十字社 長野県支部 インターネット 広告の実施業務	日本赤十字社 長野県支部 総務課 長野県長野市 南県町1074	令和4年3月11日	株式会社ながの アド・ビュローロー 代表取締役社長 古川 哲夫 長野県長野市 中御所1-53	3,000,000円	インターネット広告は過去に十分な業務実績があり、かつ赤十字活動を理解したうえでのコモンセプト・デザインを提供することが可能な業者を選定するため、随意契約(プロポーザルによる業者選定)とした。(契約の性質または目的が、競争に付するものが不利と認められる場合に該当(日本赤十字社会計規則第36条第3項。))	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることとその他の所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。